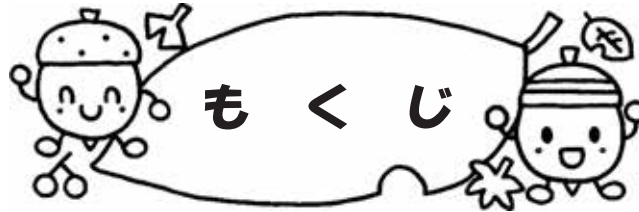


令和7年度
保育所・認定こども園等
入所あんない



岐阜市



認可保育施設の入所手続き

1	保育所とは	1
2	保育所とそのほかの施設	1
3	保育所を利用するためには	2～3
4	施設利用（入所）の申し込み手続きについて	4～5
5	入所（園）の選考について	6～7
6	入所（園）の決定について	8
7	利用者負担額（保育料）及び給食費について	9～10
	令和7年度 岐阜市利用者負担額（保育料）表（参考）	11
	認可保育施設の利用者負担額（保育料）の多子軽減	12
	保育料の試算について	13～14
8	入所（園）後の手続き	15
9	岐阜市立保育所の民営化方針の見直しと統廃合について	16

認可保育施設の入所手続き以外の保育サービス・申請手続き

○幼児教育・保育の無償化	17～18
○「保育の実施」（保育所において保育が行われない事実を証明する書類）	19
○広域入所	20
○一時預かり・一時預かり事業実施施設一覧表	21～22
○サポート一時預かり	23
○休日保育	24
○休日一時預かり	24
○親子体験保育	25
○病児・病後児保育事業	26
○病児・病後児保育の送迎サービス	27
○認可保育所（園）一覧表	28～29
○私立認定こども園一覧表	30
○事業所内保育施設一覧表	31
○私立小規模保育施設一覧表	31～32
○認可外保育施設一覧表	33～34
○幼稚園一覧表	35
○よくある質問と回答	36～39
○WEB口座登録について	40
○保育所（園）等位置図	41
○幼稚園位置図	42

認可保育施設の入所手続き

1 保育所とは

保護者のみなさんが共働きであるなど、お子様を家庭で保育することができない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。利用するためには、2ページに記載の「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

2 保育所とそのほかの施設

種 類	どのような施設か
保育所(園)	共働きなどで、日ごろ家庭で保育ができない方が預ける児童福祉施設です。各保育所(園)において特色ある保育が実施されています。
認定こども園	保育所(園)と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。保育所(園)のように、共働きなどの入所条件を必要とする保育枠(2・3号認定)と、幼稚園のように入所条件が必要でない教育枠(1号認定)があります。預けられる時間などに違いがあります。
事業所内 保育施設	大学や病院などの事業所が運営する施設です。その事業所で働く方を対象とした従業員枠と、地域の子どもを対象とした地域枠があります。0～2歳までの子どもが対象です。
小 規 模 保育施設	0～2歳までの子どもを、少人数で預かる施設です。少人数ならではの家庭的な雰囲気が特徴です。
幼 稚 園	小学校就学前の子ども(満3歳以上)に対する教育を目的とした施設です。 ※保育施設ではありません。手続き等詳しくは各幼稚園(35ページ参照)にお問い合わせください。
認 可 外 保育施設	自治体の認可を必要としないで運営されている保育施設です。 入所の決定や料金は各施設で決めています。 ※申し込み等は、各施設(33～34ページ参照)にお問い合わせください。 無償化については17ページ以降を参照

3 保育所を利用するためには

●入所するためには以下の事由が必要です。

保育を必要とする事由	詳 細
(1) 就 労	保護者のひと月あたりの就労時間が60時間以上ある場合 (残業時間を除く)
(2) 出 産	出産予定日の前後各8週間の入所が可能
(3) 保護者の疾病、障がい	保護者が疾病・障がいの状態にあり、保育ができないと判断する場合 (ただし、医師の証明や障害者手帳等の写しが必要)
(4) 同居親族の介護・看護	保護者が同居する親族の介護や看護により、子どもを保育できない場合
(5) 災害復旧	保護者が災害の復旧にあたるため、子どもを保育できない場合
(6) 求職活動 ※利用時間は「保育短時間」のみ	保護者が求職活動のため、子どもを保育できない場合 (3か月以内に就職しないと <u>退所</u> になります。求職活動を理由に入所できるのは、 <u>保護者一人に対して最大3か月間のみ</u> です。)
(7) 就 学	保護者が就学することにより、子どもを保育できない場合 (就労と同様に月60時間以上の就学時間が必要) (学校教育法に規定する専修学校等を含む学校等、または、職業能力開発促進法に規定する職業訓練学校等に在学する人が該当します。)
(8) 虐待やDVのおそれがあること	保護者または子どもに生命、身体への危険がある場合
(9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ※利用時間は「保育短時間」のみ	保護者(父母)が育児休業取得時に、おおむね6か月以上同じ保育所等を継続して利用しており、子どもの心身の発達のために継続した保育が必要と認められる場合 (入所(園)後、育児休業を取得される際は事前に施設にお問い合わせください。)
(10) 上記(1)から(9)までに類する状態にあると市長が認めたとき	

《教育・保育給付認定について》

施設を利用するにあたり、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

●教育認定（1号認定）

認定こども園の教育枠や、新制度に移行した幼稚園に入園するために必要な認定です。

「保育を必要とする事由」は要しません。認定こども園の教育枠や幼稚園に内定した方について認定します。なお、新制度に移行していない岐阜市内の私立幼稚園は、令和元年度から始まった幼児教育・保育の無償化により、認定が必要となりました。無償化については、17ページ以降に記載しています。

●保育認定（2・3号認定）

「保育を必要とする事由」が認められる場合に、保育認定を受けることで保育施設の利用が可能となります。保育を必要とする事由に該当したうえで、保育が必要な時間によって「保育標準時間」認定と「保育短時間」認定に区分されます。

この区分は申請書や証明書（勤務時間などの就労証明）をもとに岐阜市が「保育の必要量に応じた区分」を認定します。父母どちらかの短い時間で認定をします。

《各区分に応じた利用可能時間》

区 分		施設の利用時間
教育認定	1号認定 (3歳から5歳)	教育標準時間 1日4時間程度（教育標準時間を超える利用は、預かり保育になります。）
	2号認定 (3歳から5歳)	保育標準時間（1日11時間以内） 就労・就学の場合、「月120時間以上」の勤務を要件とする ○基本時間 7時～18時 基本時間を超える利用は延長保育となり、利用料が発生します。認定こども園・小規模保育施設等においては基本時間と異なることがあります。
保育認定	3号認定 (0歳から2歳)	保育短時間（1日8時間以内） 就労・就学の場合、「月60時間以上120時間未満」の勤務を要件とする ○基本時間 8時30分～16時30分 基本時間を超える利用は延長保育となり、利用料が発生します。認定こども園・小規模保育施設等においては基本時間と異なることがあります。（事情によっては標準時間選択可）

令和7年度クラス年齢一覧（令和7年4月1日時点の年齢が基準となります。）

クラス年齢	生年月日
0歳児	2024（令和6）年4月2日～
1歳児	2023（令和5）年4月2日～2024（令和6）年4月1日
2歳児	2022（令和4）年4月2日～2023（令和5）年4月1日
3歳児	2021（令和3）年4月2日～2022（令和4）年4月1日
4歳児	2020（令和2）年4月2日～2021（令和3）年4月1日
5歳児	2019（平成31）年4月2日～2020（令和2）年4月1日

4 施設利用（入所）の申し込み手続きについて

令和7年4月1日から利用する場合（一次募集）

< 申込書類配布開始 >	
令和6年9月13日(金)	申込書を手し、教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書（2・3号認定用）を記入します。 【配布場所】 ・子ども保育課（市庁舎2階）、各保育所(園)、各認定こども園、各小規模保育施設等、各事務所
< 申込書類提出期間 >	
令和6年10月1日(火) ～10月31日(木) (土・日・祝日は除く)	【提出場所】 ・第1希望の保育施設（8時30分～17時）
< 入所選考期間 >	
11月～12月	市が申込書に基づいて選考を行います。 選考の結果、選考に漏れた方につきましては（施設を通じて）連絡をし、第2希望以降の施設で入所の調整をします。
< 入所決定及び支給認定証発行 >	
1月下旬	入所決定の通知と支給認定証を発行します。 ※岐阜市に転入予定の方は、転入が確認でき次第、順次発送します。 3月7日(金)までに転入をお願いします。 ※10月に申込書を提出後、4月の入所までに記載事項に変更があった場合は、変更事項届出書を施設に提出してください。 ※入所(園)前の健康診断や入所(園)時の持ち物につきましては、各施設にお問い合わせください。

令和7年4月1日入所(園)の二次募集について

○一次募集において、定員に達しなかった保育所(園)・認定こども園・小規模保育施設等において二次募集を実施します。なお、申込は先着順です。

< 申込書類提出期間 >	
令和7年1月10日(金) ～3月7日(金)	【提出場所】 ・第1希望の保育施設（8時30分～17時）
< 入所決定及び支給認定証発行 >	
1月下旬以降 随時	入所決定の通知と支給認定証を発行します。 ※岐阜市に転入予定の方は、転入が確認でき次第、順次発送します。 3月7日(金)までに転入をお願いします。 ※4月の入所までに記載事項に変更があった場合は、変更事項届出書を施設に提出してください。 ※入所(園)が決定したら、速やかに施設へ連絡をし、健康診断や持ち物の確認を行ってください。

令和7年5月1日以降途中入所(園)を希望される場合

空き状況

○年度途中でも、空きがある施設では毎月入所の募集をしています。

空き状況については毎月1日にホームページで公開します。

右記QRコードよりご確認ください。



<申込書類提出期間>	
入所希望月の前月 1日～15日	【提出場所】 ・第1希望の保育施設（8時30分～17時） （1日が土日祝の場合はその次の平日から。15日が土日祝日の場合はその前日の開所(園)日まで）
<入所選考>	
毎月15日頃 (入所〆切後)	市が申込書に基づいて選考を行います。選考の結果、選考に漏れた方につきましては（施設を通じて）連絡をし、第2希望以降の施設で入所の調整をします。 ※岐阜市に転入予定の方は、 <u>締切日までに</u> 転入をお願いします。
<入所決定及び支給認定証発行>	
毎月20日頃	入所が決定したら市から入所決定書類と支給認定証を自宅へ送付します。 自宅に書類が届いたら、速やかに施設と連絡を取り、健康診断や持ち物の確認をしてください。

※11月以降の入所については、令和8年3月末までの期間限定での入所となります。

令和8年4月以降も入所を希望される場合は、令和7年度に行う一次募集・二次募集での申込が必要です。

《途中入所締切日一覧表》

入園希望月	最終締切日	入園希望月	最終締切日
5月	令和7年4月15日(火)	11月	令和7年10月15日(水)
6月	令和7年5月15日(木)	12月	令和7年11月14日(金)
7月	令和7年6月13日(金)	1月	令和7年12月15日(月)
8月	令和7年7月15日(火)	2月	令和8年1月15日(木)
9月	令和7年8月15日(金)	3月	令和8年2月13日(金)
10月	令和7年9月12日(金)		

※月によって締切日が異なりますので、ご注意ください。

新制度に移行した幼稚園・認定こども園（1号の申込）を利用する場合

○教育・保育給付認定申請書の提出が必要となります。

- 1 内定者に対して園から教育・保育給付認定申請書が配布されます
- 2 園に教育・保育給付認定申請書を提出します
- 3 市から支給認定証が発行されます
- 4 園を利用することが可能です

※施設に入園の可否の決定権があります。

※幼稚園・認定こども園の預かり保育については、17ページ以降の「幼児教育・保育の無償化について」を参照ください。

5 入所(園)の選考について

入所(園)希望者が各保育施設の定員を超えた場合は、子どもの入所事由によって、入所すべき緊急性の高い子どもから順次入所(園)決定をします。第1希望に入所(園)できない場合は、第2・第3希望の施設へ入所(園)していただくか、入所(園)待ちとなる場合があります。

緊急性の判断については、ランク表を基本に優先度の高い申込者から決定します。ランクが同一の場合は、保育を要する程度を点数化し決定します。なお、同点の場合は、抽選とさせていただきます。

※自営業をしている方で、事業内容を証明する客観的資料（ホームページの写し、確定申告書の写し、営業許可書の写し等）の提出がない場合は、点数化することができないため、合計点数が低くなりますので、ご注意ください。

ランク表

事 由	ランク
利用を希望する認可保育所等を子どもの兄弟姉妹が利用している場合	A
小規模保育施設等の卒園児が当該小規模保育施設等の連携施設の利用を希望している場合	
岐阜市の政策により子どもが転園(所)させられる場合	
保護者が市内の認可保育所等又は幼稚園で保育者、幼稚園教諭として月140時間以上就労する場合	
児童虐待のおそれがあると認められる場合 DVにより子どもの保育を行うことが困難であると認められる場合	
児童の保護者が里親である場合	
3人以上の多胎児が同時に保育の利用を希望する場合	
医療的ケア児が保育の利用を希望している場合（その利用を希望する認可保育所等が当該医療的ケア児を受け入れる体制が確保されていることが認められる場合に限る）	
保護者が自営業をしている場合	B
保護者が月60時間以上就労する場合	
保護者が疾病・障がい有し、保育を必要とする場合	
保護者が同居の親族を常時介護または看護する場合	
保護者が災害復旧に従事している場合	
保護者が就学する場合	C
母親が出産の前後であり、子どもの保育ができない場合	D
保護者が求職活動中である場合	E

点数表 1（基本点：保護者に関する事由）

項 目	細 目		点数
就労又は就学 (自営業、内職、 農業含む)	月実労働時間が140時間以上 (就学時間を含む。以下この項目内は同じ。)		100
	月実労働時間が 120時間以上 140時間未満		90
	月実労働時間が 100時間以上 120時間未満		80
	月実労働時間が 80時間以上 100時間未満		70
	月実労働時間が 60時間以上 80時間未満		60
妊娠又は出産	出産の前後 8 週間程度		100
疾病、負傷又は 障がい者	入 院	長期入院（6 か月以上）	100
		短期入院（6 か月未満）	80
	自宅療養	常時臥床での療養を要する場合	100
		精神性疾患により安静加療を要する場合	80
		通院加療により保育に支障がある場合	50
	身体障害者手帳 1 級・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A の交付を受けている場合		100
介護又は看護	病院等への付添い	1 週間当たり 5 日以上	100
		1 週間当たり 3 日以上 5 日未満	50
	児童の兄弟姉妹が障害児通所支援事業所等に保護者同伴で 1 週間当たり 3 日以上通所する場合		100
	自宅で介護している場合		30
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		100

※実労働時間：岐阜市では就労時間と同様に取り扱います。

点数表 2（補正点：世帯、世帯員等に関する事由）

項 目		点数
ひとり親世帯又は生活保護世帯		+25
小規模保育施設等の連携施設（幼稚園等）を児童の兄弟が利用している場合		+15
児童の保護者が市内の認可保育所等又は幼稚園で保育者、幼稚園教諭として月120時間以上就労する場合		+25
児童の兄弟姉妹が同時に保育の利用を希望する場合（同一施設である必要はない）		+15
配偶者が単身赴任である場合 （単身赴任中の保護者の住所（特別区を含む岐阜市外）から認可保育所等までの距離が60km以上である場合、またはその他市長がこれに準ずると認めた場合）		+ 5
多子世帯（子どもが3人以上いる世帯をいう。）		+10
障がい者がいる世帯	身体障害者手帳（1級又は2級に限る。）	+15
	精神障害者保健福祉手帳（1級に限る。）	
	療育手帳（A 1 又はA 2 に限る。）	
	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳で、上記以外の障害の等級	+10
同居の親族が要介護者		+10
育児休業から復帰する日（予定日を含む。）から1年以内に保育の利用を希望する保護者がいる世帯		+10
20歳以上 60歳未満の同居の親族（父親及び母親を除く。）に保育できる者がいない※		+10
市内の小規模保育施設等（3歳で卒園となる施設）の卒園児が、他の認可保育所等で引き続き保育の利用を希望する場合		+20

※保育できる同居の親族（20歳未満60歳以上の同居の親族は除く。）がいない

6 入所(園)の決定について

- 子どもの家庭を中心にして、保育の必要性があるかどうか、その環境等〔入所(園)できる条件〕を総合的に判断し、岐阜市長が入所(園)を決定(承諾)します。
- 入所(園)が必要と認められる場合でも、施設の定員等の事情及び健康診断の結果によっては、入所(園)できない場合もあります。
- 保育所(園)では、日々通所でき、集団生活になじむ、中・軽度の配慮が必要な子を受け入れています。障がいや特性の程度によっては、療育総合判定会議の判定を通して、認定児として複数の認定児に対して保育士を加配し受け入れる場合や、療育施設等の利用が子どもの成長にとって最適であると判断される場合があります。また、保育士の配置等によっては、受け入れができない場合があります。
子どもの成長などについて心配がある場合には、申込みの前に、かかりつけ医療機関や利用中の施設等で、保育所(園)での集団保育が可能か確認していただくとともに、必ずお子さんと一緒に希望保育所等へ見学に行き、ご相談ください。
- 令和7年4月の入所希望で令和6年10月1日～31日に申し込みされた方は、優先順位を基本に利用調整(選考)し、同等の場合は抽選とさせていただきます。
- 年度途中入所(園)の場合は、入所(園)希望月の前月15日で申し込みを締め切り、20日頃に入所(園)決定(承諾)を通知します。なお、希望の施設が定員を超えた場合は、上記と同様に利用調整(選考)又は抽選を実施します。
- 申請された内容が虚偽であった場合、入所(園)後であっても入所(園)が取り消されることがあります。



7 利用者負担額（保育料）及び給食費について

3 歳児から 5 歳児クラスの保育料について

- 保育所(園)、私立認定こども園を含める認可保育施設を利用する子ども（1号認定子ども及び2号認定子ども）の利用者負担額（以下「保育料」という。）は無償です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間（3歳児クラスから5歳児クラスまで）が対象です。
※ただし、1号認定については、認定を受けたときから無償となります。
- 実費として徴収される費用（行事費など）や給食費は別途必要となります。

0 歳児から 2 歳児クラスの保育料について

- 利用者の皆様にご負担いただく保育料は、利用者の負担能力（市町村民税所得割合算額（以下、市民税所得割額という。））に応じて、11ページにある令和7年度岐阜市利用者負担額（保育料）表のとおり算定されます。
- 保育料金表の認定区分は、4月1日の年齢で認定します。年度の途中で満3歳となっても、保育料金表の認定区分は変わりません。
※クラス年齢は学年と同じ考え方です。
- 保育料決定の通知は、入所した月の上旬に施設を通じてお知らせします。
また、保育料については、子どもが同時に保育所等に入所している場合は減額される場合があります。（詳しくは12ページを参照）

給食費について

- 1号認定子ども及び2号認定子ども（3～5歳児クラス）については、別途給食費（主食費（ご飯やパン代）及び副食費（おかずやおやつ代））が必要です。3号認定子ども（0～2歳児クラス）の給食費については、保育料に含まれています。
- 給食費の金額は在籍する施設により異なります。また、施設に直接お支払いいただくことになりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。なお、公立保育所は、岐阜市が金額を定め、岐阜市に納付書または口座振替でお支払いいただくこととなります。
- 次の①～⑤の場合に該当する方は、副食費が免除されます。なお、支払いが免除となる対象者については、入所した月の上旬に施設を通じてお知らせします。

- ① 1号認定または2号認定のひとり親世帯等で市民税所得割額が77,101円未満の世帯
- ② 2号認定の2人親世帯で市民税所得割額が57,700円未満の世帯
- ③ 1号認定子どもで小学3年生までの兄弟姉妹のうち、第3子以降の子
- ④ 2号認定子どもで同時に保育所等に在籍する兄弟姉妹のうち、第3子以降の子
- ⑤ 2号認定子どもで、18歳までの兄弟姉妹のうち、第3子以降の子で市民税所得割額が97,000円未満の世帯

保育料及び給食費の算定及び徴収について

- 利用者の皆様にご負担いただく保育料及び給食費は、利用者の負担能力（市民税所得割額）に応じて算定されます。なお、令和7年4月から8月までは令和6年度の市民税所得割額（令和5年1月から12月までの所得に対する税額）、令和7年9月から令和8年3月までは令和7年度の市民税所得割額（令和6年1月から12月までの所得に対する税額）にて算定されます。
- 保育料と給食費は原則として父母の市民税所得割額の合計額で算定しますが、父母の合計収入額が200万円以下（ひとり親である場合は150万円以下）であり、非課税である場合、同居する祖父または祖母のうち収入が高い方を基準に算定します。
- 税情報が確認できない（未申告：育児休業中で収入が無い等）場合は、申告していただくよう依頼することがございます。未申告の状態のままですと、実際よりも保育料を高く設定することがあります。
- 確定申告・修正申告等により市民税所得割額が変更になった場合は、遡って保育料と給食費が変更になります。ただし、過年度分の保育料と給食費は遡って変更になりませんので、ご注意ください。
- 公私立保育所（園）の保育料及び公立保育所の給食費の納期限は各月末日です。ただし、末日が土日祝日の場合は、その次の平日になります。もし、**滞納されますと、延滞金が発生します**のでご注意ください。なお、口座振替による納付ができますので、手続きをしてください。（詳細は40ページ及び43ページをご覧ください。）
※認定こども園・小規模保育施設等の保育料等の納付については、各園によって異なります。
※私立保育園の給食費の納付については、各園によって異なります。
- 個人的な理由で月途中で退所（園）した場合は、その月の保育料は1か月分納付していただきます。（ただし、子どもが入所措置された場合等は除く。）
- 入所（園）後は「退所（園）届」を提出しない限り、通所の有無にかかわらず保育料は全額納付していただきます。



《令和7年度 岐阜市利用者負担額（保育料）表（参考）》

3号認定子ども（0～2歳児クラス）

教育・保育給付認定保護者の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定 義	保育標準時間認定	保育短時間認定
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円
第2階層	市民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	ひとり親世帯等の認定世帯	5,000円	5,000円
	市民税所得割額が48,600円未満	14,900円	14,700円
第4階層	ひとり親世帯等の認定世帯 （市民税所得割額が77,100円 以下の場合に限る）	5,000円	5,000円
	市民税所得割額が48,600円以上 97,000円未満	23,000円	22,700円
第5階層	市民税所得割額が97,000円以上 169,000円未満	32,000円	31,600円
第6階層	市民税所得割額が169,000円以上 301,000円未満	48,000円	47,300円
第7階層	市民税所得割額が301,000円以上 397,000円未満	53,300円	52,500円
第8階層	市民税所得割額が397,000円以上	62,000円	61,000円

★保育料は、期限までに納付いただくとともに、納付等についてご心配なことがありましたら、在籍する施設または子ども保育課にご相談ください。



◇◇◇◇ 認可保育施設の利用者負担額（保育料）の多子軽減 ◇◇◇◇

同一世帯で2人以上の就学前の子どもが同時に以下の施設に入所または利用している場合は、その子どもたちのうち、年齢の高い順に数えて2番目の子どもの保育料は半額、3番目以降の子どもの保育料は無料としています。

上の子の入所(園)施設 (施設の市外・市内は問いません)

- ・ 保育所(園)、認定こども園、小規模保育施設等の保育施設
- ・ 幼稚園
- ・ 企業主導型保育施設
- ・ 特別支援学校幼稚部
- ・ 児童心理治療施設

上の子の利用施設

- ・ 児童発達支援施設
- ・ 医療型児童発達支援施設



* 多子減免の適用例

1番目の子ども	認可保育施設	企業主導型	企業主導型	企業主導型	企業主導型
2番目の子ども	認可保育施設 ⇒対象 半額	認可保育施設 ⇒対象 半額	企業主導型⇒ 対象外	認可保育施設 ⇒対象 半額	企業主導型⇒ 対象外
3番目の子ども	認可保育施設 ⇒対象 無料	認可保育施設 ⇒対象 無料	認可保育施設 ⇒対象 無料	企業主導型⇒ 対象外	企業主導型⇒ 対象外

(幼稚園・特別支援学校や児童発達支援施設等は、企業主導型の部分と差し替えて捉えてください)

各施設から在園証明を受けた「保育所(園)利用者負担額多子減免届出書」を提出していただく必要があります。(該当となる子どもが全員保育所(園)に入所している場合は必要ありません。)

なお、以下①～③に該当する世帯についても多子軽減の対象となります。

- ①市民税所得割額が57,700円未満の2人親世帯について
子どもの年齢に関わらず、2番目の子どもの保育料は半額、3番目以降の子どもの保育料は無料としています。
- ②市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等の認定世帯について
子どもの年齢に関わらず、2番目以降の子どもの保育料は無料としています。
- ③市民税所得割額が97,000円未満である世帯について
18歳までの子どもが3人以上いる場合は、3番目以降の子どもの保育料は無料としています。

上記①～③に該当する世帯で、小学校就学後の子どもが、住所を別になっている場合は親子関係の分かる書類(母子手帳の写し、戸籍謄本等)を添付の上、申込書に別居の子の住所、氏名等を記載して提出する必要があります。(別居の場合は、生計が同一であることが必要です。)

《保育料の試算について》

保育料は父母の市民税所得割合算額を基に決まります。

下記の資料があれば試算することができます。

資料中の枠で囲んだ市民税の「税額控除前所得割額」を父と母で合算してください。

その金額を料金表（11ページ）に当てはめると保育料を試算することができます。

【例：1歳クラスで保育標準時間の場合】

$$\begin{aligned} & (\text{父の税額控除前所得割額：170,000円}) + (\text{母の税額控除前所得割額：50,000円}) \\ & = (\text{合算した税額控除前所得割額：220,000円}) \end{aligned}$$

この額を「利用者負担額（保育料）表」に当てはめる

⇒ 220,000円は第6階層に当てはまるので、保育料は48,000円となる。

【特別徴収の方（市民税が給与天引きで支払われている方）】

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）			
受給者番号		氏名	指定番号
		様	
住		所	整理番号
あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定・変更したので、地方税法第14条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内、文書をもって、岐阜市に対して審査請求をすることができます。この通知書に記載する給与・特別徴収税額の決定・取消しを承める請求（以下「取消請求」といいます。）は、当該給与についての審査請求に対する裁決を経た後、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）提起することができます。なお、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分取消の執行又は手続の執行により生ずる著しい被害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他の裁決を待たないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで取消請求を提起することができます。			
ここからゆっくりとはがしてください。問い合わせ先 岐阜市財政部市民税課 電話（058）214-2063（直通）			

税		税額控除前所得割額	変更月
市	税額控除前所得割額		月
	所得割額		
県	均等割額		納付額
	税額控除前所得割額	6月分	
市	税額控除前所得割額	7月分	
	所得割額	8月分	
県	均等割額	9月分	
	森林環境税	10月分	
特別徴収税額	特別徴収税額	11月分	
	控除不足額	12月分	
既納・既徴収額	既納・既徴収額	1月分	
	既納・既徴収額	2月分	
老引納付額	老引納付額（9～12月分）	3月分	
	変更前税額	4月分	
増減額	増減額（②－③）	5月分	

※課税年度にご注意ください。

保育料は4月～8月は前年度、9月～翌年3月は当該年度の市民税で算定します。

◆令和7年度 期別利用者負担額に伴う適用年度

適用する月	適用する市民税所得割額の年度
令和7年4月から 令和7年8月まで	令和6年度 市民税所得割額 (令和5年1月から12月までの所得に対する税額)
令和7年9月から 令和8年3月まで	令和7年度 市民税所得割額 (令和6年1月から12月までの所得に対する税額)

【普通徴収の方（市民税を納税通知書で支払われている方）】

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 課税明細

地区番号		世帯番号		お問合わせ番号	
(所得金額) (所得控除金額) (課税標準額)					
総所得	営業等	雑損・医療費	総所得金額		
	農業	社会保険料	分離譲渡短期		
	不動産	小規模共済	所得金額長期		
	利子	生命保険料	一般株式等の譲渡所得金額		
	配当	地震保険料	上場株式等の譲渡所得金額		
	配当(年金・業務・その他)	障害・ひとり親・勤	分離上場株式等の配当所得等金額		
	総合譲渡・一時	配偶者・配偶者特別	先物取引所得金額		
	合計	扶養	山林所得金額		
	基礎	所得控除の合計			
	分離譲渡所得	短期	扶養該当	(税額の内訳)	
長期	控老時同老そ同特他	①税額控除前所得割額	円		
一般株式等の譲渡所得	の	②調整・配当控除額等			
上場株式等の譲渡所得	の特	③住宅借入金等特別税額控除額			
分離上場株式等の配当所得等	配定老人他障害障	④寄附金税額控除額申告特例控除額			
先物取引所得	本人該当	⑤配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額			
山林所得	未特他寡ひとり勤	⑥均等割額			
繰越損失	成母者障障親生	計①-②-③-④-⑤+⑥	円		
(給与支払額)		市・県民税額(②+⑥)	円		
(公的年金支払額)		森林環境税額	円		

(注) 所得割から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額は、還付又は充当します。
(注) 「扶養」欄は扶養控除、扶養親族(配偶者含む)の障害者控除及び同居加算分の合計です。

【所得課税証明書 ～岐阜市様式～（市町村で様式が違います）】

令和6年度 市・県民税 所得・課税証明書

【1枚のうち1枚目】

氏名	岐阜 太郎	みほん
生年月日	昭和〇〇年 1月 1日	
住所	岐阜市司町40番地1	

所得金額合計(注1)		令和5年分 所得金額合計の内訳			
5,879,175 円	給与 (所得金額調整控除後)	5,879,175 円	分離短期譲渡		円
給与収入・年金収入・専従者給与収入・繰越損失 青色申告・分離特別控除・専従者控除等	雑 (公的年金・業務・その他)		分離長期譲渡		円
給与収入額	7,865,750 円	営業等	株式等譲渡		円
		農業	分離配当		円

～ ～ ～ ～ 略 ～ ～ ～ ～

年税額(注3)		令和6年度分 年税額の内訳			
393,300 円	市民税	県民税			
課税標準額	税額控除前所得割額	233,940 円	税額控除前所得割額	155,960 円	
総所得	3,899,000 円	税額控除等	1,500 円	税額控除等	1,000 円
		住宅借入金等特別税額控除	0 円	住宅借入金等特別税額控除	0 円
		寄附金税額控除申告特例控除	0 円	寄附金税額控除申告特例控除	0 円
		配当割額・株式等譲渡所得割額控除	0 円	配当割額・株式等譲渡所得割額控除	0 円
		均等割額	3,500 円	均等割額	2,500 円

8 入所(園)後の手続き

- 申込書の記載事項（住所、世帯構成、保護者、勤務先等）に変更があったとき、または、出生、死別、婚姻、離婚、同居、別居等の世帯状況に変更があったときは、ただちに「**教育・保育給付認定（変更・再発行）申請書（変更事項届書）**」を施設に提出してください。特に、保育の必要量（標準時間または短時間の区別）の変更については、**原則として毎月20日までに提出してください。**
婚姻・離婚・死別の場合は、婚姻日・離婚日・死別日のわかる戸籍謄本の写しが必要です。変更事項届出書を提出された日の翌月から保育料を再決定します。
婚姻については、婚姻日の翌月（1日は当月）から保育料が変更となりますので、早急に提出してください。
- 施設を退所(園)される方は、「**退所(園)届**」を施設に提出してください。（月の初日に住民票を他市町村に移すと、当該月は通所(園)出来ませんのでご注意ください。また、連絡もなく1か月以上にわたって通所(園)の実績がない場合は、退所(園)となる場合があります。）
- 申込時において、就労内容が予定や内定である場合、後日、就労状況の実績を確認させていただくことがあります。また、年に一度、「**現況届**」を提出していただき、実績確認を行っています。
- 年度途中に別の施設に転所(園)を希望される場合は、希望月の前月の1日から15日までに、在籍している施設に「**転所(園)願**」を提出してください。なお、転所(園)元は**退所扱い**となるため、転所(園)先に何らかの理由で入所(園)できなかったとしても転所(園)元に引き続き通うことはできません。

★4月1日に別の施設へ転所を希望される場合

（手 順）

- ①9月中旬から配布される新年度用の教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書（2・3号認定用）転所用を通っている施設で入手
↓
- ②10月1日から10月31日までの新規入所一次募集期間に転所を希望する施設へ申込書を提出
↓
- ③新規入所希望者多数の場合は、選考が行われ、選考に漏れた場合は転所(園)元に引き続き通うことができないため、違う施設へ入所もしくは退所となります。
↓
- ④選考にならなかった、もしくは選考を通過した場合は転所することができます。

※転所(園)先に何らかの理由で入所(園)できなかったとしても転所(園)元に引き続き通うことはできませんので、くれぐれもご注意ください。

9 岐阜市立保育所の民営化方針の見直しと統廃合について

以下の保育所への入所を希望される方は、特にご留意ください。

- 黒野 ⇒ 令和 7 年度末で廃園予定
- 網代、西郷 ⇒ 公立保育所として存続
(西郷については、令和 8 年 4 月から 0 歳児の受入を開始予定)
- 三輪北、三輪南、あいかわ ⇒ 令和 7 年度以降に方針を決定

経緯

本市では、令和 2 年 3 月に「岐阜市第三次公立保育所民営化基本計画」を策定し、令和 4 年から令和 6 年にかけて、9 か所の保育所を民営化してまいりました。

その計画において、北西部の網代、西郷、黒野保育所、北東部の三輪北、三輪南、あいかわ保育所については、「統廃合又は分園化を検討し、民営化」することとしておりましたが、近年の少子化の状況を鑑み、令和 6 年 8 月に以下のように計画を改定しました。

- <計画の改定点> ○民営化は実施しない
○統廃合は実施する

改定後の計画に基づき、

北西部の統廃合については、令和 7 年度末で、黒野保育所を廃園し

令和 8 年 4 月から西郷保育所で新たに 0 歳児の受入を開始することとします。

(北東部の統廃合については、令和 7 年度以降に方針を決定することとします。)

令和 7 年度の保育所の入所については、このことに留意し、ご検討いただきますようお願いいたします。

令和 7 年度に在籍する児童への影響

	黒野	網代、西郷	三輪北、三輪南、あいかわ
0 歳児クラス	R 8 から転園	—	R 9 以降に転園の可能性有り
1 歳児クラス	R 8 から転園	公立のまま存続	R 9 以降に転園の可能性有り
2 歳児クラス	卒園まで存続	公立のまま存続	R 9 以降に転園の可能性有り
3 歳児クラス	—	公立のまま存続	R 9 以降に転園の可能性有り
4 歳児クラス	—	公立のまま存続	卒園まで存続
5 歳児クラス	—	公立のまま存続	卒園まで存続

※ 「入所(園)の選考について」(6 頁)の「ランク表」の A ランク「岐阜市の政策により子どもが転園(所)させられる場合について」が、R 8 年 4 月に黒野保育所から別施設に転園する際に適用されます。ただし R 7 年 3 月末に黒野保育所に在籍している場合に限りです。

したがって、R 7 年 4 月以降に黒野保育所に新たに入所(転所)された場合、R 8 年 4 月に転園する際には、A ランクは適用されませんのでご注意ください。

民営化基本計画の改定に関するお問い合わせ先

岐阜市子ども政策課 TEL : 058-214-2397

認可保育施設の入所手続き以外の 保育サービス・申請手続き

幼児教育・保育の無償化

認可保育施設の保育料以外にも無償となるものがあります。利用する施設・事業、子どもの年齢や、保育の必要性の有無により無償となる内容が異なります。なお、無償となる上限額を超えるものや、利用料以外の実費（教材費、行事費、給食費等）は、保護者負担となります。なお、認可保育施設の保育料については、11ページをご覧ください。

認定こども園の預かり保育

教育認定（1号認定）を受けて認定こども園に通う場合でも、保育の必要性の認定（新2・3号認定）を受けている場合、利用料が無償となります。

対象者	3歳児～5歳児クラス※ 満3歳児クラス（非課税世帯のみが対象となります。）
無償となる範囲	①利用日数×450円 ②預かり保育にかかった利用料 ③上限月額11,300円（満3歳児は16,300円） ① ②のうち小さい額が、③の金額の範囲で無償となります。

※満3歳児……………3歳になった日から最初の3月31日まで

3歳児～5歳児…満3歳になってはじめての4月1日から3年間

認可外保育施設等

認可外保育施設（岐阜市に届出を行い、国が定める基準を満たす施設）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業について、保育の必要性（新2・3号認定）を受けている場合、利用料が無償となります。

対象者※	3歳児～5歳児クラス 0歳児～2歳児クラス（非課税世帯のみが対象となります。） <u>※いずれも認可保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していないこと</u>
無償となる範囲	上限月額37,000円まで（0歳児～2歳児は42,000円まで）無償

私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）

教育認定（新1号認定）のほか、保育認定（新2・3号認定）を受けて、私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）を利用する場合、利用料が無償となります。岐阜市内にある私立幼稚園はすべて新制度未移行幼稚園です。（令和6年9月現在）

対象者	満3歳児～5歳児クラス
無償となる範囲	上限月額25,700円まで

私立幼稚園(新制度未移行)の預かり保育

保育の必要性の認定(新2・3号認定)を受けて、私立幼稚園(新制度未移行幼稚園)を利用する場合、通常の利用料に加え、預かり保育の利用料も含めて無償となります。

対象者※	3歳児～5歳児クラス 満3歳児クラス(非課税世帯のみが対象となります。)
無償となる範囲	①利用日数×450円 ②預かり保育にかかった利用料 ③上限月額11,300円(満3歳児は16,300円) ①②のうち小さい額が、③の金額の範囲で無償となります。

※預かり保育が一定基準(平日8時間未満もしくは、年間200日未満)の幼稚園を利用した場合、上記の範囲内で一時預かり事業等についても対象となります。

施設等利用給付認定(保育の必要性の認定)について

利用料が無償となるには、あらかじめ認定を受ける必要があります。

認定には教育認定(新1号認定)と、就労などの要件を必要とする保育認定(新2・3号認定)があります。

●申請方法について

在園する施設を通じて、申請をお願いいたします。

なお、施設の種類によって、申請先が異なります。

- ・認定こども園
- ・新制度移行済幼稚園
- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業

子ども保育課(TEL058-214-2143)

- ・私立幼稚園(未移行幼稚園)
- ・ファミリー・サポート・センター事業

子ども支援課(TEL058-214-2398)

企業主導型保育施設について

国より補助を受けて運営する認可外保育施設です。従業員の子どもをはじめ、一部で地域の子どもを受け入れています。3歳児から5歳児クラスの子や、0歳児から2歳児クラスの非課税世帯の子について一定の金額が減額されます。詳しくは企業主導型保育施設に直接お問い合わせください。

●保育の必要性について

岐阜市の保育認定が必要であると施設が判断した場合は、岐阜市に申請書を提出してください。施設の利用前に、あらかじめ認定の申請が必要になるのでご注意ください。

【申請書類】 認可保育所の申込書類と同じものを使用します。

【申請日】 認定希望月の前月1日から15日まで

入所(園)ができなかった旨の証明書がほしいとき

「保育の実施」(保育所において保育が行われない事実を証明する書類)

- 育児休業給付金の支給期間の延長手続きに必要な、「保育所において保育が行われない事実を証明する書類」を希望する場合、岐阜市では「保育の実施について」という名称の証明書を発送しております。
- 施設利用の申込をしていない方につきましては入所(園)の可否が判断できないため、証明書は発行できませんのでご注意ください。

★岐阜市のホームページ オンライン申請総合窓口サイト
L o G o フォームから申請できます。

『保育の実施状況証明書申請フォーム』

https://logoform.jp/form/BcLm/GIFU_city_168350



★左記のQRコードからの手順をもって、窓口による提出の代わりとすることができます。
ぜひ、ご利用ください。

※申込締切日は5ページの途中入所締切日と同日になります。その他書類の添付が必要になる方は、窓口のみの受付となります。

※対象期間は、5～3月分の申請です。4月の証明については、2次募集と同様の申請期間に窓口のみの受付となります。

※申込書の写しは証明書と一緒に郵送いたします。

★令和7年度より、アカウント登録機能が付きます。
アカウント登録をすると、申請フォームに住所等が自動で転記されるようになります。
毎月申請される方など、ぜひ、ご利用ください。
※アカウント登録をしない方も申請できます。

●窓口で申請される場合

岐阜市役所子ども保育課(本庁2階)窓口にて、「教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書(2・3号認定用)」と「保育の実施状況証明(育児休業延長必要書類)申請書」に必要事項を記入し、ご提出ください。

その場で、申込書の写しをお渡しいたします。

●発送について

- ・オンライン申請、窓口申請のいずれにしても、毎月20日頃に証明書を発行し、郵便で発送します。
- ・早めの受け取りを希望される場合は、子ども保育課窓口にて、受け取りが可能ですので、申請される際、窓口にて申し出てください。
オンライン申請の場合は、申請フォームの備考欄にて、“早めの受け取り希望”を入力してください。

岐阜市以外の保育所等を利用したいとき

広域入所

岐阜市内にお住まいで、岐阜市外の保育所等を希望される方、岐阜市外の保育所等に入所が可能な場合があります。

【対象児童】 ・ 保護者の一方の勤務地が該当の市町村又はその途中にあり、勤務終了後、岐阜市の保育所の保育時間内に迎えができない、小学校就学前の保育が必要な子ども

・ 里帰り出産する場合で、保育の必要がある子ども

※ただし、市町村ごとに受け入れ基準がありますので、詳しくは受け入れ先の市町村へ確認してください。

【申込み先】 岐阜市子ども保育課

※空き状況や提出期限については、事前に希望する保育所等及び相手方の市町村へ直接お問い合わせください。

【保 育 料】 岐阜市の利用者負担額（保育料）が適用されます。

【給 食 費】 入所する施設の料金となります。詳細は直接施設へお問い合わせください。

※岐阜市外の方が、岐阜市内の保育施設に広域利用を希望される場合は、子ども保育課までお問い合わせください。

保護者の状況	申込先
岐阜市に住民登録しており、市外の施設を利用したい	岐阜市（ただし、先方の申込期間等を確認していただくことがございます）
市外に住民登録しており、岐阜市の施設を利用したい	住民登録をしている市町村



子どもを一時的に預かってほしいとき

一時預かり

保護者が次のような理由によりお子さんを家庭で保育ができない場合に、保育所(園)で一時的にお預かりする制度です。

〔仕事の都合、通院や治療、看護、学習、免許・資格取得、冠婚葬祭、引越し、出産等〕
育児に伴う心理的や身体的な負担を解消するための諸活動

【対象児童】 保育所(園)等に入所していない生後57日目または6か月日から小学校就学前までの子ども ※公立保育所は市内在住者のみ利用可能

【実施施設】 次頁 一覧表参照

【実施日】 月曜日から土曜日までの保育所開所日

【利用日数】 月に14日以内

【利用時間】 平日 8:30~16:30

土曜日 8:30~12:00

(保護者の勤務の状況等に応じて時間の延長も行いますので、利用される保育所(園)等へご相談ください。)

【利用料】 (令和7年度)

年齢区分	利用料	給食費
3歳未満児	2,240円	360円
3歳以上児	1,490円	300円

※この他に保険料が必要な場合があります。

以下に該当する場合は利用料のみ免除になります。

- ①生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
- ②市町村民税非課税世帯(※)のうち、ひとり親世帯、障がい者のいる世帯
- ③災害等により被災又はそれに準ずる世帯

※市町村民税非課税世帯とは4月から8月までは前年度の市町村民税、9月から3月までは当該年度の市町村民税が基準となります。

【申込み先】 利用希望の施設

※申込み方法は事前に施設にお問い合わせください。



〈一時預かり事業実施施設一覧表〉

	保育所(園)名		電話番号	所在地	市内在住者のみ
	公立				
実施 保育 施設	公立	京町保育所	265-2943 263-8811	岐阜市京町2丁目11番地	
		鷺山保育所	231-8950 231-1127	岐阜市下土居2丁目9番12号	
		市橋保育所	271-5707 275-5151	岐阜市今嶺2丁目10番16号	
	私立	聖徳保育園	262-5058	岐阜市大門町1番地	
		木之本保育園	251-6443	岐阜市羽衣町1丁目17番地6	
		黒野こども園	239-0134	岐阜市古市場111番地28	
		鶉保育園	272-2322	岐阜市中鶉4丁目111番地	
		みぞはた保育園	262-8960	岐阜市溝旗町4丁目2番地	
		さゆり保育園	271-8558	岐阜市加納南広江町49番地	
		認定こども園若葉保育園(仮)	273-8361	岐阜市村里町7番地1	
		常磐保育園	232-8695	岐阜市上土居814番地1	
		ななさとこども園	239-1411	岐阜市西改田字米野48番地	
		かがしまこども園	251-9000	岐阜市鏡島西1丁目3番82号	
		ながらこどもの森	231-8945	岐阜市福田町2丁目12番地	
		大洞こども園	243-2990	岐阜市大洞桜台1丁目3番地	
		梅林こども園	245-8949	岐阜市中道北238番地1	
		かようこども園	245-9769	岐阜市五坪1丁目14番1号	
		沖ノ橋認定こども園	251-1856	岐阜市沖ノ橋町2丁目15番地	
		ハートンこまづめ認定こども園	213-7688	岐阜市東駒爪町17番地	
		本荘保育園	251-8655	岐阜市錦町6丁目28番地	
		加納西認定こども園	213-0013	岐阜市加納神明町4丁目12番地	
		ひきえこども園	279-0319	岐阜市日置江5丁目27番地1	
		なかよし岐阜南保育園	247-2446	岐阜市切通4丁目6番5号	
		日野保育園	245-3801	岐阜市日野西3丁目3番10号	
		みさとこども園	271-3578	岐阜市六条東1丁目13番12号	
		岩保育園	243-3790	岐阜市岩田東2丁目102番地	
		かぐや第二こども園	231-5521	岐阜市鷺山1768番地32	
		やないづこども園(仮)	387-3666	岐阜市柳津町蓮池5丁目35番地	
		いわのだこどもの森	237-3822	岐阜市三田洞東1丁目18番8号	
		あかね保育園	271-8441	岐阜市茜部寺屋敷3丁目49番地	
		島保育園	231-8951	岐阜市北島7丁目6番2号	

令和6年9月現在

サポート一時預かり

保護者が平日に、傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭などで、緊急一時的に家庭での保育が困難な場合にお預かりします。

(一時預かりと異なり、就労や育児に伴う心理的や身体的な負担を解消するための諸活動を理由とする場合は対象外です。)

【対象児童】 市内在住で保育所(園)等に入所していない満1歳から小学校就学前までの子ども(ただし、クラス年齢で預かります。)

【実施施設】 公立保育所(京町・市橋・鷺山保育所を除く)

【実施日】 月曜日から土曜日までの保育所開所日
保育所の入所状況によっては、ご利用いただけない場合があります。

【利用日数】 月に14日以内

【利用時間】 平日 8:30~17:00
土曜日 8:30~13:00

【利用料】 (令和7年度)

年齢区分	利用料	給食費
3歳未満児	2,240円	360円
3歳以上児	1,490円	300円

※この他に保険料が必要です。

以下に該当する場合は利用料のみ免除になります。

- ①生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
- ②市町村民税非課税世帯(※)のうち、ひとり親世帯、障がい者のいる世帯

※市町村民税非課税世帯とは4月から8月までは前年度の市町村民税、9月から3月までは当該年度の市町村民税が基準となります。

【申込み先】 利用希望の保育所

※申込み方法は事前に保育所にお問い合わせください。



休日保育

保護者の就労等により、日祝日において家庭における保育が困難な場合にお子さんをお預かりします。

【対象児童】 市内在住で1歳から小学校就学前までの認可保育施設に在園する、健康で集団保育に対応できる子ども

【実施施設】 京町保育所（京町2丁目11番地 TEL：265-2943）

【実施日】 日曜日、祝日（ただし、12月29日から1月3日を除く。）

【利用時間】 8時30分から17時まで
（保護者の就労時間等を考慮し、7時45分から18時まで延長する場合があります。）

【利用料】 （令和7年度）

年齢区分	利用料	おやつ代	保険料	合 計
3歳未満児	2,240円	50円	260円	2,550円
3歳以上児	1,490円			1,800円

※在籍する保育所等で代休を取得できない場合のみ利用料がかかります。

※利用料は、利用日に納付してください。

※生活保護法による被保護世帯は、利用料のみ免除となりますので、別途お問い合わせください。

【昼 食】 各自で持参してください。

【申込み先】 京町保育所 ※申込み方法は岐阜市ホームページをご参照いただくか、京町保育所に直接お尋ねください。

【利用条件】 1週間の預かり保育は最大6日間（通常の保育と休日保育の合計日数）とし、必ず就労の週休日または保護者が指定する日に、代休を取得してください。

休日一時預かり

保護者が日祝日に、就労、傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭などで、緊急一時的に家庭での保育が困難な場合にお預かりします。

【対象児童】 市内在住の1歳から小学校就学前までの健康で集団保育に対応できる子ども

【実施施設】 京町保育所（京町2丁目11番地 TEL：265-2943）

【実施日】 日曜日、祝日（ただし、12月29日から1月3日を除く。）

【利用時間】 8時30分から17時まで

【利用料】 （令和7年度）

年齢区分	利用料	おやつ代	保険料	合 計
3歳未満児	2,240円	50円	260円	2,550円
3歳以上児	1,490円			1,800円

※利用料は、利用日に納付してください。

※生活保護法による被保護世帯は、利用料のみ免除となりますので、別途お問い合わせください。

【昼 食】 各自で持参してください。

【申込み先】 京町保育所 ※申込み方法は岐阜市ホームページをご参照いただくか、在園する施設、又は京町保育所に直接お尋ねください。

体験入所で子育ての悩みや不安を解消したいとき

親子体験保育

同年齢のクラスで、遊びや生活を親子で体験します。また、子育ての中で心配なことや悩みなどを、保育士や看護師に気軽に相談することで育児不安が解消できるよう、子育て家庭を支援します。体験料は無料ですが、給食を希望する方は給食費が必要です。詳しくは希望する施設にお尋ねください。

- 【対象年齢】 0歳から3歳未満（実施施設により1歳からの保育園もあります。）
- 【参加費】 無料 ※ただし給食を希望される方は事前申し込みが必要です（有料）
- 【保険料】 実施施設へお問い合わせください。
- 【申込方法】 利用日の1週間前までに直接実施施設へ申し込んでください。
- 【実施施設】 ☆0歳から3歳未満

聖徳保育園、岩保育園、やないづこども園(仮)、黒野こども園、
京町保育所、鷺山保育所、長森南保育所、木田保育所、市橋保育所、
あいかわ保育所、黒野保育所

☆1歳から3歳未満

木之本保育園、鶉保育園、みぞはた保育園、茜部保育園、さゆり保育園、
領下保育園、認定こども園若葉保育園(仮)、桜保育園、常磐保育園、
本荘保育園、なかよし岐阜南保育園、日野保育園、いわのだこどもの森、
かぐや早田こども園(仮)、あかね保育園、島保育園、長森北保育園、
ながらこどもの森、沖ノ橋認定こども園、加納西認定こども園、
ひきえ子ども園、ハートンこまづめ認定こども園、梅林こども園、
みさとこども園、かがしまこども園、かようこども園、大洞こども園、
ななさとこども園、西郷保育所、網代保育所、三輪南保育所、
三輪北保育所



病気や病後の子どもを預けたいとき

病児・病後児保育事業

保育所等に入所している児童が、病気の回復期又は、病気の回復期に至らない状態にあり、保育所等で集団保育が困難かつ、保護者が家庭で保育できない場合、病院・診療所に付設された専用スペースまたは本事業のための下記専用施設（病児・病後児保育施設）で、お預かりすることにより、子育てと就労を支援する事業です。

【対象者】 市内在住及び岐阜市と協定を締結した市町在住の小学校3年生までの児童

【利用料】 日額 2,000円（診察料は別になります）

※別途、昼食を希望される方は施設にお問い合わせください。

※利用児童が岐阜市在住で、以下のいずれかに該当している場合は、利用料のみ無料になりますので申し出てください。

- ①生活保護法による被保護世帯
- ②市民税非課税世帯
- ③18歳未満の児童が3人以上いる世帯



【実施施設】

施設名	住 所	電 話	利用時間	送迎サービス 受付時間
福富医院 「すずらん」	安食1-87-1	238-8555	平日 8時～18時 土曜 8時～17時	平日 9時～15時
河村病院 「クララ」	芥見大般若1-84	241-3311	平日 8時～18時 土曜 8時～17時	—
小牧内科クリニック 「ピノキオ」	昭和町2-11	215-0101	平日 8時～18時 土曜 8時～16時半	平日 9時～15時
山田病院 「ミッキー」	寺田7-98-1	255-1221	平日 8時～18時	—
矢嶋小児科 「うりぼう」	日野南7-10-7	214-7077	平日 8時～18時 土曜 8時～16時	—
世界ちゃんとモゲル丸先生 の元気なクリニック 「セカモゲ」	六条南2-8-20	216-3745	平日 8時～18時 土曜 8時～17時 祝日 8時～18時	—
操健康クリニック 「パンダのしっぽ」	薮田南1-4-20 (西館 6 階)	070-1683-3003	平日 8時～18時 土曜 8時～16時	—

【事前登録】 病児・病後児保育事業及び送迎サービスの利用には、毎年度、事前登録が必要となります。各登録用紙は上記実施施設、各保育所等及び子ども保育課にあります。また、岐阜市ホームページからもダウンロードできます。

病児・病後児保育の送迎サービス

市内の保育所等で児童が体調不良となった際に、保護者が仕事等の都合で迎えに行くことができない場合、病児・病後児保育施設の看護師が保護者の代わりにタクシーにより迎えに行き、診察後、病児・病後児保育施設でお預かりする事業です。

※在宅の児童は利用できません。

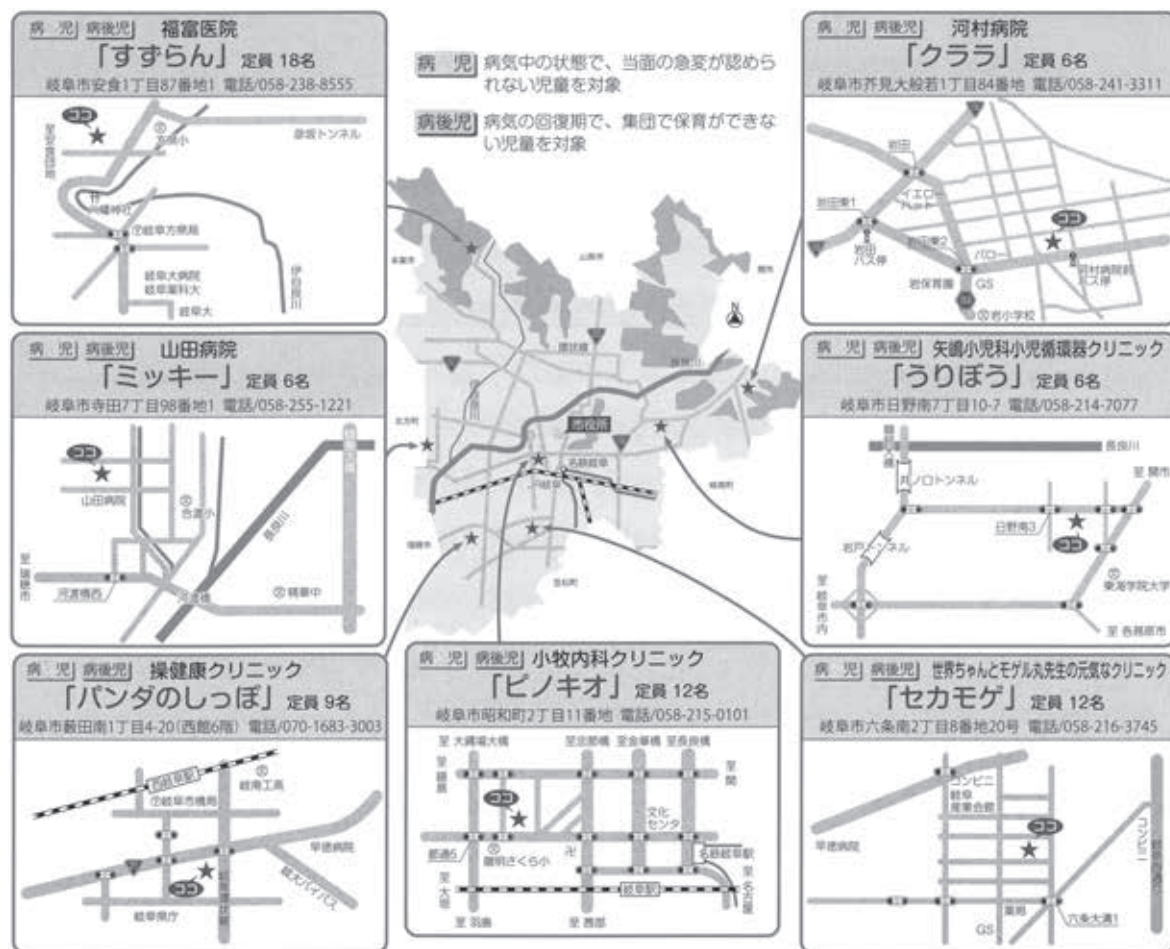
【対 象 者】 市内在住で市内の保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業所、認可事業所内保育事業所、幼稚園、小学校に入所・通学している満1歳から小学校3年生までの児童

【利 用 料】 ①病児・病後児保育事業に係る利用料（日額2,000円）
②保育所等から病児・病後児保育施設まで（児童の乗車区間）のタクシー代

【実施施設】 福富医院「すずらん」、小牧内科クリニック「ピノキオ」
（詳細は前ページ施設表のとおり）

【事前登録】 病児・病後児保育事業の事前登録のとおり
・送迎サービスを利用するためには、安全面を考慮する関係上、事前登録が必要です。（※登録は毎年度必要です。）
送迎実施施設に「病児・病後児保育施設送迎対応利用登録書」を提出してください。

《病児・病後児保育事業実施施設の位置図》



入所あんない

28ページ～32ページ掲載中の
保育所(園)・私立認定こども園・
事業所内保育施設・私立小規模保育施設の
紹介ページをこちらの
QRコードからご覧いただけます。



認可保育所(園)施設紹介



令和7年度 保育所(園) 一覧表

<公立保育所>

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	保育年齢	乳児保育	開所時間 (延長含む)	一時預かり	備考
1	京町	500-8804	京町2丁目11番地	265-2943	230	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～20:00 土曜日 7:00～18:00	○	休日保育 休日一時預かり
2	鷺山	502-0858	下土居2丁目9番12号	231-8950	210	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～20:00 土曜日 7:00～18:00	○	
3	長森南	500-8233	蔵前4丁目3番15号	245-2647	70	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～20:00 土曜日 7:00～18:00	×	
4	木田	501-1135	木田495番地1	239-1751	110	0～小学校就学前	6か月～	平日 7:00～20:00 土曜日 7:00～18:00	×	
5	西郷	501-1177	中西郷5丁目51番地2	239-0181	130	1～小学校就学前		平日 7:00～18:00 土曜日 7:00～13:30	×	
6	市橋	500-8388	今嶺2丁目10番16号	271-5707	170	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～20:00 土曜日 7:00～18:00	○	
7	網代	501-1182	秋沢2丁目170番地1	239-9021	20	1～小学校就学前		平日 7:00～18:00 土曜日 7:00～13:30	×	
8	三輪南	501-2535	石原3丁目220番地1	229-1253	105	1～小学校就学前		平日 7:00～18:00 土曜日 7:00～13:30	×	
9	あいかわ	501-3107	加野6丁目26番13号	243-1155	70	0～小学校就学前	6か月～	平日 7:00～18:00 土曜日 7:00～13:30	×	
10	三輪北	501-2512	北野東345番地	229-3160	20	1～小学校就学前		平日 7:00～18:00 土曜日 7:00～13:30	×	
11	黒野	501-1121	古市場20番地1	239-7875	45	0～2歳児	生後57日～	平日 7:00～18:00 土曜日 7:00～13:30	×	R7年度末 閉所予定

令和6年9月現在

※公立保育所は通園バスはありません。

<私立保育園>

番号	施設名	郵便番号	所 在 地	電話番号	定員	保育年齢	乳児保育	開 所 時 間 (延 長 含 む)	一 時 預かり	備 考
12	聖 徳	500-8054	大門町1番地	262-5058	290	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～15:00	○	通園バスあり
13	木 之 本	500-8332	羽衣町1丁目17番地6	251-6443	70	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～15:00	○	
14	鶉	500-8288	中郷4丁目111番地	272-2322	70	0～小学校就学前	6 か月～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～14:00	○	
15	みぞはた	500-8169	溝旗町4丁目2番地	262-8960	40	1～小学校就学前		平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～13:30	○	R 9年度末 閉園予定
16	茜 部	500-8262	茜部本郷3丁目116番地2	271-6326	90	1～小学校就学前		平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～13:00	×	
17	さ ゆ り	500-8426	加納南広江町49番地	271-8558	90	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～16:00	○	
18	領 下	500-8241	領下1464番地1	248-0061	120	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～15:00	×	
19	桜	502-0026	長良桜井町4丁目8番地	231-7338	70	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～13:00	×	通園バスあり
20	常 磐	502-0803	上土居814番地1	232-8695	150	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～20:00 土曜日 7:00～19:00	○	
21	本 荘	500-8331	錦町6丁目28番地	251-8655	120	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	○	
22	なかよし岐阜南	500-8237	切通4丁目6番5号	247-2446	260	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～15:00	○	通園バスあり
23	日 野	500-8213	日野西3丁目3番10号	245-3801	90	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～17:00	○	
24	岩	501-3154	岩田東2丁目102番地	243-3790	107	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～15:00	○	
25	則 武	502-0932	則武中3丁目13番3号	232-2772	108	1～小学校就学前		平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	×	
26	合 渡	501-0104	寺田3丁目17番地	251-5301	80	1～小学校就学前		平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	×	
27	あ か ね	500-8267	茜部寺屋敷3丁目49番地	271-8441	70	1～小学校就学前		平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	○	
28	島	502-0911	北島7丁目6番2号	231-8951	56	1～小学校就学前		平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	○	
29	長 森 北	500-8226	野一色4丁目11番5号	245-3020	88	1～小学校就学前		平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	×	

令和 6 年 9 月現在

※通園バス利用には制限がありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

令和 7 年度 私立認定こども園一覧表

番号	種類	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	1号	2・3号	保育年齢	乳児保育	開所時間 (延長含む)	一時預かり	備考
1	幼保	黒野こども園	501-1121	古市場111番地28	239-0134	375	25	350	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～15:00	○	通園バスあり
2	幼保	ながらこどもの森	502-0822	福田町2丁目12番地	231-8945	146	6	140	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～17:00	○	
3	幼保	沖ノ橋認定こども園	500-8305	沖ノ橋町2丁目15番地	251-1856	115	5	110	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00	○	
4	幼保	加納西認定こども園	500-8462	加納神明町4丁目12番地	213-0013	105	5	100	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00	○	
5	幼保	ひきえ子こども園	501-6133	日置江5丁目27番地1	279-0319	106	6	100	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～15:00	○	
6	幼保	幼保連携型認定こども園 カトレヤこども園	501-2526	門屋字野崎55番地1	229-1151	120	54	66	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～15:00	×	通園バスあり
7	幼保	ハートンこまつめ 認定こども園	500-8168	東駒爪町17番地	213-7688	116	6	110	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～20:00 土曜日 7:00～19:00	○	
8	幼保	清流認定こども園	501-3152	岩滝西1丁目332番地	243-1353	92	33	59	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～15:00	×	通園バスあり
9	幼保	梅林こども園	500-8138	中道北238番地1	245-8949	116	6	110	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00	○	
10	幼保	みさとこども園	500-8353	六条東1丁目13番12号	271-3578	148	3	145	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～15:00	○	
11	幼保	かぐや第二こども園	502-0853	鷺山1768番地32	231-5521	198	42	156	0～小学校就学前	6か月～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:30～15:00	○	通園バスあり
12	幼保	かぐや第一こども園	500-8152	入舟町1丁目1番地1	247-3144	132	15	117	0～小学校就学前	6か月～	平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～15:30	×	通園バスあり
13	幼保	かがしまこども園	501-0123	鏡島西1丁目3番82号	251-9000	148	9	139	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～20:00 土曜日 7:00～19:00	○	
14	幼保	かようこども園	500-8157	五坪1丁目14番1号	245-9769	129	9	120	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～20:00 土曜日 7:00～19:00	○	
15	保育所	大洞こども園	501-3127	大洞桜台1丁目3番地	243-2990	135	15	120	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	○	
16	保育所	ななさとこども園	501-1163	西改田字米野48番地	239-1411	157	3	154	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～19:00	○	
17	幼稚園	認定こども園 芽含幼稚園	500-8821	鷹見町5番地	266-0185	72	36	36	1～小学校就学前		平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～15:00	×	通園バスあり
18	幼保	かぐや早田こども園(仮)	502-0843	早田東町6丁目35番地	080-4127-4011	84	9	75	0～小学校就学前	6か月～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	×	
19	保育所	認定こども園 若葉保育園(仮)	500-8439	村里町7番地1	273-8361	114	15	99	0～小学校就学前	6か月～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～13:00	○	
20	保育所	いわのだこどもの森	502-0003	三田洞東1丁目18番8号	237-3822	131	15	116	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	○	
21	幼保	さば子ども園(仮)	501-6121	柳津町下佐波1丁目40番地	279-0126	148	6	142	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	×	
22	幼保	やないづこども園(仮)	501-6103	柳津町蓮地5丁目35番地	387-3666	136	6	130	0～小学校就学前	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:00～18:00	○	
23	幼稚園	認定こども園 いづみ中央幼稚園(仮)	500-8287	北鶉2丁目34番地	274-7851	未定	277	未定	9月中頃決定予定。詳細は施設にお尋ねください。				通園バスあり

令和 6 年 9 月現在

網掛け部分の定員は今後変更の可能性があります。

※通園バス利用には制限がありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

令和 7 年度 事業所内保育施設一覧表

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	定員 (※)	保育年齢	乳児保育	開 所 時 間 (延長含む)	備 考
1	岐阜大学保育園ほほえみ	501-1193	柳戸1番1 (岐阜大学内)	293-3375	95 (21)	0 ～ 2 歳	生後57日～	平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～13:30	
2	わらべ保育所	501-3113	北山1丁目16番15号	241-2069	30 (10)	0 ～ 2 歳	6 か月～	平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～14:00	
3	ぎふっこ保育園	500-8570	藪田南2丁目1番1号	216-5688	25 (10)	0 ～ 2 歳	生後57日～	平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～18:30	

令和 6 年 9 月現在

※()については、地域枠の人数を掲載。

令和 7 年度 私立小規模保育施設一覧表

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	保育年齢	乳児保育	開 所 時 間 (延長含む)	備 考
1	ひまわり共同保育所	500-8241	領下21番地	240-5054	19	0 ～ 2 歳	生後57日～	平日 7:30～19:00 土曜日 7:30～18:00	
2	ちびっこ島保育園	502-0917	島田2丁目2番6号	294-8556	19	0 ～ 2 歳	6 か月～	平日 7:30～19:00 土曜日 7:30～17:00	
3	太陽の子幼稚園	500-8223	水海道4丁目25番5号	246-6160	19	0 ～ 2 歳	6 か月～	平日 7:30～18:30	
4	かぐや第二保育園	502-0853	鷺山1768番地149	231-5521	18	1 ～ 2 歳		平日 8:00～16:00 土曜日 8:00～15:00	
5	こばとの森保育園	500-8317	島田西町64番地	215-0815	19	1 ～ 2 歳		平日 7:30～18:30	通園バスあり (2歳児のみ)
6	NAGOMIキッズ	502-0817	長良福光1655番地2	296-7010	19	0 ～ 2 歳	6 か月～	平日 7:30～19:00 土曜日 8:30～13:30	
7	保育所ちびっこえんじえらんど	500-8367	宇佐南4丁目2番4号	275-9069	19	0 ～ 2 歳	生後57日～	平日 7:30～19:00 土曜日 8:00～17:00	
8	保育所サニーランド長良園	502-0929	則武東4丁目11番10号	294-1333	19	0 ～ 2 歳	生後57日～	平日 7:30～19:00 土曜日 8:00～17:00	
9	保育所ベビーキッズ本荘園	500-8326	吹上町2丁目12番地2	251-8830	19	0 ～ 2 歳	4 か月～	平日 7:30～19:00 土曜日 7:30～17:00	
10	駅前保育所みっけのおうち	500-8856	橋本町2丁目52番地 岐阜シティ・タワー43 3階	266-7400	19	0 ～ 2 歳	生後57日～	平日 7:30～18:30 土曜日 8:00～15:00	
11	保育所にっこり園	501-6103	柳津町連池3-22 ブレイヒル柳津 2F F号	337-7365	19	0 ～ 2 歳	生後57日～	平日 7:30～19:00 土曜日 7:30～16:30	
12	岐阜幼稚園小規模保育所	500-8882	西野町3丁目1番地	262-0683	12	1 ～ 2 歳		平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～12:30	
13	ほんごうけやき通り保育園	500-8302	本郷町2丁目13番地3	251-1477	18	1 ～ 2 歳		平日 8:00～19:00	通園バスあり (満3歳児のみ)
14	いづみ中央スプリング保育園	500-8287	北鶉2丁目34番地	274-7873	19	0 ～ 2 歳	4 か月～	平日 8:00～18:00	通園バスあり (2歳児のみ)
15	こばとの森西保育園	501-0118	大菅北12-1	216-5535	12	1 ～ 2 歳		平日 7:30～18:30	通園バスあり (2歳児のみ)

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	定員	保育年齢	乳児保育	開所時間 (延長含む)	備考
16	みのり夢保育園	500-8361	本荘西4丁目39番地	251-4786	12	1～2歳		平日 7:30～18:30	
17	いづみ第2どんぐり保育園	502-0845	早田町2丁目13番地 他	227-9789	19	0～2歳	5か月～	平日 7:30～18:30 土曜日 8:00～13:00	
18	みらいの森保育園	500-8222	琴塚2丁目16番7号	201-0132	19	0～2歳	6か月～	平日 7:30～18:30	
19	こばとの森どんぐり保育園	501-0119	大菅南7-10	201-4877	19	1～2歳		平日 7:30～18:30	通園バスあり (2歳児のみ)
20	サニーサイドインターナショナル プリスクール	501-3101	岩井4丁目10番25号	216-5000	19	0～2歳	6か月～	平日 7:30～19:00 土曜日 8:30～13:30	
21	かぐや第三保育園	502-0006	栗野西1丁目10番地	237-3601	19	1～2歳		平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～13:00	
22	クルールン保育園	500-8364	本荘中ノ町10丁目37番地	216-3227	19	0～2歳	生後57日～	平日 7:30～19:00 土曜日 8:00～12:30	
23	ながらちいさな森	502-0056	長良真生町2丁目12番地 レジデンス真生101	216-1377	12	0～2歳	生後57日～	平日 7:30～18:00 土曜日 7:30～13:00	
24	日野南すみれ保育園	500-8212	日野南6丁目6番地19	216-5557	19	0～2歳	生後57日～	平日 7:30～19:00 土曜日 7:30～15:00	
25	ステラ保育園	500-8366	宇佐東町6-8	213-6682	12	0～2歳	生後57日～	平日 7:30～19:00 土曜日 8:00～12:30	
26	すずらん日光保育園	502-0933	日光町8丁目27番地	215-7037	19	0～2歳	生後57日～	平日 7:00～19:00 土曜日 7:30～17:00	
27	リングの木	502-0926	旦島3丁目5番1	213-2786	19	0～2歳	生後57日～	平日 7:30～19:00 土曜日 8:00～13:00	
28	小規模保育園キッズあるてあ	500-8385	下奈良2丁目10番6号	201-6237	19	0～2歳	6か月～	平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～18:30	
29	にじいろ保育園	501-0112	鏡島精華1丁目12番23号	213-3065	19	0～2歳	生後57日～	平日 7:30～19:00 土曜日 7:30～17:00	

※通園バス利用には制限がありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

令和6年9月現在

令和 7 年度 認可外保育施設一覧表

保育施設	所 在 地	電 話	定員 (※)	保育年齢	乳児保育	開 所 時 間 (延 長 含 む)	備 考
ひまわり共同保育所	領下21番地	240-5054	22	3～小学校就学前		7:30～19:00	3歳未満児は小規模施設認可外は3歳以上児のみ
ちびっこハウス（夜間）	徹明通5丁目22番地	253-3333	30	0～小学校就学前	6か月～	17:00～AM3:00	一時預かりあり
オブリージュ インターナショナル幼稚園岐阜校	下奈良2丁目4-8	215-8166	74	満1歳～小学校就学前		8:00～18:05	
クレマテイス トライリンガル インターナショナルスクールベビー&キンダー	藪田南1丁目6番5号	278-3931	144	1歳4か月～ 小学校就学前		9:00～15:00	
芥見幼稚園内保育園 ひなたぼっこ	芥見南山3-1-27	243-2266	18	1～2歳		9:00～16:00	一時預かりあり
チャイルドハウスどれみ マーサ店	正木中1丁目1-1 カワボウビル 4階	213-7230	40	0～小学生	生後57日～	8:00～22:00	一時預かりあり
幼稚園サントセシリア	蔵前6-17-14	246-1648	32	1～小学校就学前		8:00～18:00	
おひさまのゆりかご	茜部寺屋敷2丁目41-2	276-1366	14 (6)	0～小学校就学前	3か月～	8:00～19:00	一時預かりあり
スマイリーらんど	北鶉3丁目16	278-0509	25 (10)	0～小学校就学前	生後57日～	8:00～19:00	一時預かりあり
サン・キッズ	藪島町6丁目9-3-2 プリムローズビル 1階	214-8091	19 (9)	0～2歳	6か月～	8:00～19:00	一時預かりあり (満6か月～未就学児)
ニチャイキッズ岐阜 カラフルタウン保育園	柳津町丸野3-3-6 カラフルタウン岐阜 1階	218-2025	12 (6)	0～2歳	生後57日～	7:30～19:30	一時預かりあり
梅田クリニック附属保育園	西島町2-5	215-0007	19 (9)	0～2歳	2か月～	7:30～18:30	
企業主導型保育所 Cocotto	市橋2-5-13 サクセスⅡ 1階	201-3093	19 (9)	0～2歳	6か月～	8:00～19:00	一時預かりあり
キッズベア	正法寺町9 西側	201-1085	12 (6)	0～2歳	2か月～	7:30～19:00	一時預かりあり
スマイルキッズ 岐阜西園	西荘4-7-31	213-7887	12 (6)	0～2歳	3か月～	8:00～19:00	一時預かりあり (満6か月～未就学児)
スマイルキッズ田神園	田神6-6 ボヌール田神 1階	201-1106	12 (6)	0～2歳	3か月～	8:00～19:00	一時預かりあり (満6か月～未就学児)
やなぎもり花の木保育園	柳森町2-16-1	201-6012	12 (6)	0～2歳	6か月～	8:00～19:00	一時預かりあり
キッズタウンかしま	鹿島町8-7-1	213-9308	15 (7)	0～2歳	6か月～	8:00～19:00	一時預かりあり
ほほえみキッズ園ぎふ	西鶉1-25	276-0127	10 (2)	0～2歳	6か月～	7:00～20:00	
企業主導型保育園キララ	徹明通8-1-3	213-1283	30 (15)	0～2歳	4か月～	7:30～19:00	一時預かりあり
ねんど	八代1丁目3番3号	231-6883	18 (9)	0～2歳	12か月～	8:00～19:00	一時預かりあり(12か月～5歳児) (利用時間 8:00～16:00)
みらいず保育園 ぎふ	芋島3丁目5-22	215-6686	12 (6)	0～2歳	6か月～	8:00～19:00	一時預かりあり

◎企業主導型保育事業所 ※()については、地域枠の人数を掲載。

保育施設	所 在 地	電 話	定員 (※)	保育年齢	乳児保育	開 所 時 間 (延 長 含 む)	備 考
◎ おひさまのゆりかご2号館	茜部寺屋敷2丁目44番地	276-1366	12 (6)	0～小学校就学前	3か月～	8:00～19:00	一時預かりあり
◎ あさひキッズインターナショナル	柳津町本郷5丁目57番地	201-9522	19 (9)	1～5歳		7:30～18:30	一時預かりあり
◎ 保育園もりのくまさん	柳津町宮東3丁目20番地	388-0903	12 (6)	0～2歳	6か月～	8:30～19:30	一時預かりあり (満6か月～未就学児)
◎ 和光会保育園バンビ	寺田7-97 山田病院別館2階	090-7866 -8747	12 (3)	0～2歳	11か月～	8:00～19:00	一時預かりあり
◎ ほほえみキッズ園ざふ小鳥	西鶉1-25	201-1150	12 (3)	0～2歳	6か月～	7:00～20:00	一時預かりあり
◎ ほつま保育園	茜部菱野2-15 理研メディカル1階	338-9275	12 (6)	0～2歳	6か月～	7:00～20:00	一時預かりあり
◎ ドルフィンHUG-KUM保育園	江添2丁目8-17 山田商業ビル2階	215-8691	12 (6)	0～2歳	6か月～	7:30～18:30	
◎ スマイルキッズ鏡島園	鏡島南4丁目4番13号	213-3873	12 (6)	0～2歳	3か月～	8:00～19:00	一時預かりあり (満6か月～未就学児)

◎企業主導型保育事業所

※()については、地域枠の人数を掲載。

令和6年9月現在

令和 7 年度 岐阜市幼稚園一覧表



市立幼稚園

番号	幼 稚 園	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	加納幼稚園	500-8483	加納東丸町 2 丁目 9 番地 1	272-1077
2	岐阜東幼稚園	500-8223	水海道 1 丁目 1 6 番 1 3 号	246-7669

私立幼稚園

番号	幼 稚 園	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	こばと幼稚園	500-8323	鹿島町 4 丁目 1 5 番地	251-0011
2	若葉第一幼稚園	500-8227	北一色 1 丁目 2 3 番 1 3 号	245-5621
3	いづみ第 2 幼稚園	502-0845	早田町 3 丁目 2 番地 3 号	231-4365
4	若葉第二幼稚園	500-8439	村里町 1 5 番地	274-3400
5	かぐや第三幼稚園	502-0006	栗野西 1 丁目 1 0 番地	237-3601
6	まどか幼稚園	500-8262	茜部本郷 3 丁目 1 1 6 番地 2	271-6337
7	こじか幼稚園	502-0926	旦島 4 丁目 1 0 番 1 7 号	231-1735
8	こばと西幼稚園	501-0118	大菅北 1 2 番 2 5 号	251-3871
9	みのり幼稚園	500-8361	本荘西 4 丁目 3 9 番地	251-4786
10	若葉第三幼稚園	500-8367	宇佐南 1 丁目 1 1 番 1 7 号	271-8331
11	岐阜幼稚園	500-8882	西野町 3 丁目 1 番地	262-0683
12	天使幼稚園	500-8881	青柳町 3 丁目 2 2 番地	253-2759
13	明照幼稚園	500-8082	矢島町 2 丁目 4 6 番地	263-5118
14	ながもり第二幼稚園	501-3155	岩田坂 4 丁目 7 番 1 号	243-5768
15	諏訪幼稚園	502-0005	岩崎 2 丁目 1 8 番 1 号	231-7427
16	ながら幼稚園	502-0042	長良城西町 1 丁目 1 0 番地	232-0271
17	はなぞの幼稚園	502-0939	則武西 2 丁目 2 5 番 2 7 号	294-8844
18	ほんごう幼稚園	500-8302	本郷町 3 丁目 4 番地	251-1488
19	ひかり幼稚園	501-1131	黒野 4 0 4 番地	239-0013
20	くるみ幼稚園	501-0101	曾我屋 4 丁目 2 1 番地	239-2842
21	芥見幼稚園	501-3133	芥見南山 3 丁目 1 番 2 7 号	243-2266
22	岐阜聖徳学園大学附属幼稚園	501-6122	柳津町高桑西 1 丁目 1 番地	270-0313
23	東海第一幼稚園	501-3134	芥見 6 丁目 2 7 0 番地 1	243-2711
24	中部学院大学・中部学院大学 短期大学部附属幼稚園	502-0858	下土居 2 丁目 2 8 番 2 8 号	233-2254
25	むつみ幼稚園	501-1166	西改田村前 1 0 7 番地	239-4839
26	芥見第二幼稚園	501-3107	加野 3 丁目 1 番 7 号	243-5761
27	サニーサイドインターナショナルスクール	501-3101	岩井 4 丁目 1 0 番 2 5 号	241-1000
28	長森幼稚園	500-8222	琴塚 2 丁目 1 6 番 7 号	246-0422
29	まどか南幼稚園	500-8267	茜部寺屋敷 2 丁目 1 2 7 番地 1	274-6778
30	東海第二幼稚園	500-8207	日野北 4 丁目 2 番 1 3 号	246-8552
31	こばと第 3 幼稚園	500-8385	下奈良 3 丁目 1 5 番 5 号	273-2015

(令和 6 年 9 月現在)

※入園手続きや預かり保育等の対応は、園によって異なりますので、各幼稚園にお尋ねください。

よくある質問と回答

Q. 働いていないのですが、保育所に子どもを預けることはできますか？

A. 保育所は保護者が家庭で子どもを保育できない場合に、保護者に代わって子どもを保育する施設です。利用するには就労などの「保育を必要とする事由」が必要です。詳しくは2ページをご参照ください。

Q. 現在仕事を探しているのですが、子どもを預けることはできますか？

A. 保育を必要とする事由の「求職活動」に該当するため入所が可能です。しかし、この要件は保護者一人につき最大3か月しか適用できませんので、3か月以内にお仕事が決まっていなければ退所となります。

Q. 令和7年4月に入所させたいのだが、何歳児クラスになるのか？

(例：令和6年8月生まれの場合)

A. 令和7年4月1日時点で満0歳のため、0歳児クラスになります。
詳しくは3ページの“クラス年齢一覧”をご参照ください。

Q. 月の途中から入所できますか？

A. 原則できません。毎月1日入所です。ただし例外として、生後57日目で入所される場合57日目からの入所が可能ですので、月途中の入所となります。

Q. 現在育児休業中ですが、子どもを預けることはできますか？

A. できません。育児休業から復帰する月の1日から入所可能です。

Q. 出産を事由に入所していましたが、育児休業中も継続利用できますか？

A. 継続利用はできません。継続して利用するためには、同一の施設に6か月以上在籍し、継続保育が必要であると認められなければなりません。

Q. 申込みをする前に、なにか準備しておいたほうがよいものはありますか？

A. お子様と一緒に希望する施設を見学されることをお勧めしております。施設の場所や雰囲気などを知ることができますし、施設としてもお子様の様子を知ることができるからです。

Q. 公立の保育所と私立の保育園はなにが違いますか？

A. 公立と私立の大きな違いは、運営している母体が異なります。公立は岐阜市、私立は社会福祉法人等の民間団体が運営しています。保育料、申込方法、入所要件の基準に違いはありませんが、制服や教材費などの必要経費は各施設で異なりますので、詳しくはご希望の施設に入所前にお問い合わせください。



Q. 一次募集は10月に実施されますが、まだ岐阜市に住民票がありません。申込はできますか？

A. 令和7年3月7日(金)までに住民票を移していただければ、通常通り申込ができます。申込の際には、住民票を移す旨の理由書を添付してください。
なお、入所決定通知書は、住民票が岐阜市に移ったことを確認してから発送するため、お手元への到着が遅れる場合があります。理由書の日付に従って入所決定通知書を出しますので、予定より早く転入された場合はご連絡ください。なお、二次募集も同様に令和7年3月7日(金)までに住民票を移動し、岐阜市に転入してください。

Q. 一次募集は10月に実施されますが、まだ入所させたい子どもが出生していません。申込はできますか？

A. 申込児童欄を空欄にして、出産予定日が分かる母子手帳の写しを添付していただければ、通常通り申込ができます。
なお、入所決定通知書は、出生したことを変更届に記入していただき、内定先の保育施設へ提出したことを確認してから発送するため、お手元への到着が遅れる場合があります。

Q. どの施設に空きがあるか確認したいのですが、どうすればいいですか？

A. 毎月1日に岐阜市のホームページにおいて、翌月入所の空き状況を公開しております。詳しい状況については、各施設へお問い合わせください。
なお、一次募集の空き状況は公表しておりませんので、施設へ直接お問い合わせください。

Q. 入所申込多数の場合は選考になると聞きましたが、選考はどのように行われるのでしょうか。また、自営業の場合は点数が少なくなるのでしょうか。

A. 選考となった施設のクラスごとに6ページのランク表に当てはめて行われます。父母のどちらか低いほうのランクで選考されます。ランクが同じ場合は、7ページの点数表に当てはめて選考を行います。
また、客観的資料を提出した場合は保護者が自営業でも加点は同じです。

Q. 今年度の11月以降に入所したいのですが、そのまま次年度以降も入所できますか。

A. 11月以降の入所については、今年度3月末日までのご利用となります。次年度以降の入所については10月の一次募集でお申込みください。

Q. 口座情報はどのように登録すればよろしいのでしょうか。

A. 「口座振替依頼書」をお持ちの方は、必要事項を記入の上、直接金融機関に提出してください。また、兄弟入所(園)で既に上の子が口座振替している場合は、申込の必要はありません。紛失・書き損じをされた場合は、直接、金融機関にて「岐阜市市税等の口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、提出してください。安心・便利な“WEB口座”もご利用いただけますので、ぜひご活用ください。(詳しくは40ページをご参照ください。)

なお、転所を除き、施設を退所する場合は、口座情報を停止させていただきます。



Q. 保育料はどのように決まるのですか？

A. 保育料は、保護者の市民税額に応じて決定します。保育料を試算するためには、保護者の市民税の税額控除前所得割額（寄付金控除、住宅控除、株式等の配当控除がされる前の額）が必要です。13～14ページを参考に保育料を試算することができます。

なお、源泉徴収票では試算できませんのでご注意ください。

Q. 9月に保育料が変わったのですが、なぜですか？

A. 保育料は、毎年9月に課税年度の切り替えにより見直しします。令和7年4月から8月までは令和6年度の市民税額、9月から翌年8月までは令和7年度の市民税額で計算されます。

なお、未申告の方について、9月分以降の保育料等の算定を行うため、例年7月頃に、課税資料の提出を依頼することがございます。

Q. 年度途中で子どもが満3歳になったのですが、保育料は変わりますか？

A. 保育料は変わりません。料金表はクラス年齢で決定しておりますので年度途中で3歳になっても3号認定子ども（0～2歳児クラス）の表のままとなります。翌年4月1日から2号認定子ども（3～5歳児クラス）になり、保育料は無償となります（給食費については9～10ページを参考にしてください）。

Q. 現在、育児休業中で収入がありません。保育料は変更されますか？

A. 保育料は市民税額で決定します。現在の収入は翌年度の市民税に反映しますので、すぐには保育料に反映されません。

また、税情報が確認できない（未申告等）場合は実際よりも保育料を高く設定する場合がありますので、収入がなくても申告を行ってください。

なお、育児休業中で収入がなくても申告が必要です。未申告の場合は、保育料が算定できませんので申告の依頼をさせていただきます。

4月から8月までは令和6年度の市民税所得割額、9月から3月までは令和7年度の市民税所得割額にて算定されるため、未申告の時期がまたがる場合は、2年度分の申告が必要です。

Q. 3歳未満児を含む子ども2人を入所させたいのですが、軽減の制度はありますか。

A. 多子軽減の制度があります。お子様が同時に保育所、幼稚園等に通われる場合は、2番目のお子様の保育料が半額になります。詳しくは12ページをご参照ください。

Q. 支給認定の2号と3号はなにが違いますか？

A. 2号認定は満3歳以上の子どもで、3号認定は満3歳未満の子どもです。



Q. 標準時間認定と短時間認定とはなにが違いますか？

- A. 保育を利用できる時間の長さが異なります。標準時間認定は主に 7 時から18時までの最大11時間保育を必要とする方です。それに対して、短時間認定は主に 8 時30分から16時30分まで保育を必要とする方です。

施設の開園時間内であれば、認定の時間を超えて利用することができますが、その際には延長料金が発生します。標準または短時間の時間帯は、施設によって異なることがあります。また、標準時間認定か短時間認定かは、保護者の希望と就労等の状況を勘案して決定します。

Q. 現在、認定こども園に 1 号認定で子どもを通わせています。来月から夫婦共働きになるため子どもを 2 号認定で預けたいのですが、可能ですか？

- A. 可能です。手続きは新規入所と同じように教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書（2・3号認定用）と家族の状況証明書をご用意いただき、前月20日までに在籍する施設へお申込みいただく必要があります。

ただし、保育枠に空きがないと受け入れできませんので、あらかじめ施設にご相談してください。

Q. 在園中に就労状況等を確認されることはありますか？

- A. 毎年、就労や疾病等の状況を確認するため、現況届を提出いただく必要があります。（子ども子育て支援法による）

また、育休復帰予定や就労の内定で入園された後に、就労実績の確認として就労証明書をいただいております。

もし、勤務先を退社する場合、在園する施設に届け出を怠りますと、保育認定の取り消し及び退園となることがございますので、適宜、変更届の手続きをお願いします。

Q. 現在、小規模保育施設に通っていますが、3 歳になったらどうすればいいですか？

- A. 小規模保育施設は 0 歳から 2 歳まで通う施設です。しかし、小規模保育施設には連携する幼稚園等の施設があり、卒園後の受け皿が用意されています。また、連携していない施設に転所することも可能です。

Q. 日祝日でも保育所で子どもを預かってもらうことは可能ですか？

- A. 岐阜市では京町保育所で休日保育を行っております。詳しくは24ページをご参照ください。

Q. 近所に企業が運営する保育所があるのですが、その会社の従業員でなくても子どもを預けることはできますか？

- A. 企業によっては、一般の方を受け入れている場合があります。詳しくは施設にお問い合わせください。

Q. 子どもの成長や発達に不安があります。どこに相談したらいいですか？

- A. 岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”がございます。センターには、お子さんの状況に応じた支援の場があります。

また、入所を検討している場合には、希望する施設にも事前に相談してください。



保育料・公立給食費はWEB口座で!



パソコン・スマートフォン等からインターネットを利用して、保育料等の納付にかかる口座振替（自動払込み）の申込手続きができる『WEB口座振替受付サービス』を使って、WEB口座登録しませんか？新規申込・振替先の変更の申込ができます。

金融機関窓口に出向く必要がなく、口座振替依頼書の記入や押印も不要です。

これまで口座振替(自動払込み)をご利用いただいてなかった方も、安心・便利・確実な口座振替をご利用ください。

●保育料の納付

入園または在園する施設の種類によって、納付先が異なります。

こちらのWEB口座振替受付サービスによって手続きができるのは、以下の内容です。

【対象施設・項目】

- ・公立保育所（保育料及び給食費）
- ・私立保育園（保育料）

【対象外施設・項目】

- ・私立保育園（給食費）
- ・私立認定こども園
- ・事業所内保育施設
- ・私立小規模保育施設
- ・幼稚園

●対象施設・項目一覧

クラス年齢	公立 保育所	私立 保育園	私立認定 こども園	事業所内 保育施設	私立小規模 保育施設
(0歳児～2歳児クラス) 保育料	○	○	×	×	×
(3歳児クラス以上) 給食費	○	×	×	×	×

※対象外施設の保育料等の納付については、直接施設にお尋ねください。

●取扱い可能な金融機関

十六銀行・大垣共立銀行・あいち銀行・名古屋銀行・岐阜信用金庫・大垣西濃信用金庫・関信用金庫・岐阜商工信用組合・イオ信用組合・ゆうちょ銀行

本サービスで申し込みできる口座は、口座名義人が個人の方に限り利用できます。

●申込手続きに必要なもの

- ・預貯金通帳またはキャッシュカードなど口座振替（自動払込み）を希望する金融機関・支店・口座番号等が確認できるもの
- ・キャッシュカードの暗証番号
- ・お問い合わせ番号が確認できる納付書または保護者番号が確認できる口座振替依頼書

●口座振替開始時期について

毎月20日までに手続きされた方は、翌月分から口座振替になります。

振替日は毎月月末です。この日が土日祝となった場合は、次の平日が振替日です。

前日夜までに残高の用意をお願いします。

振替開始までの保育料及び公立保育所の給食費は納付書を発行しますので、こちらで納めてください。

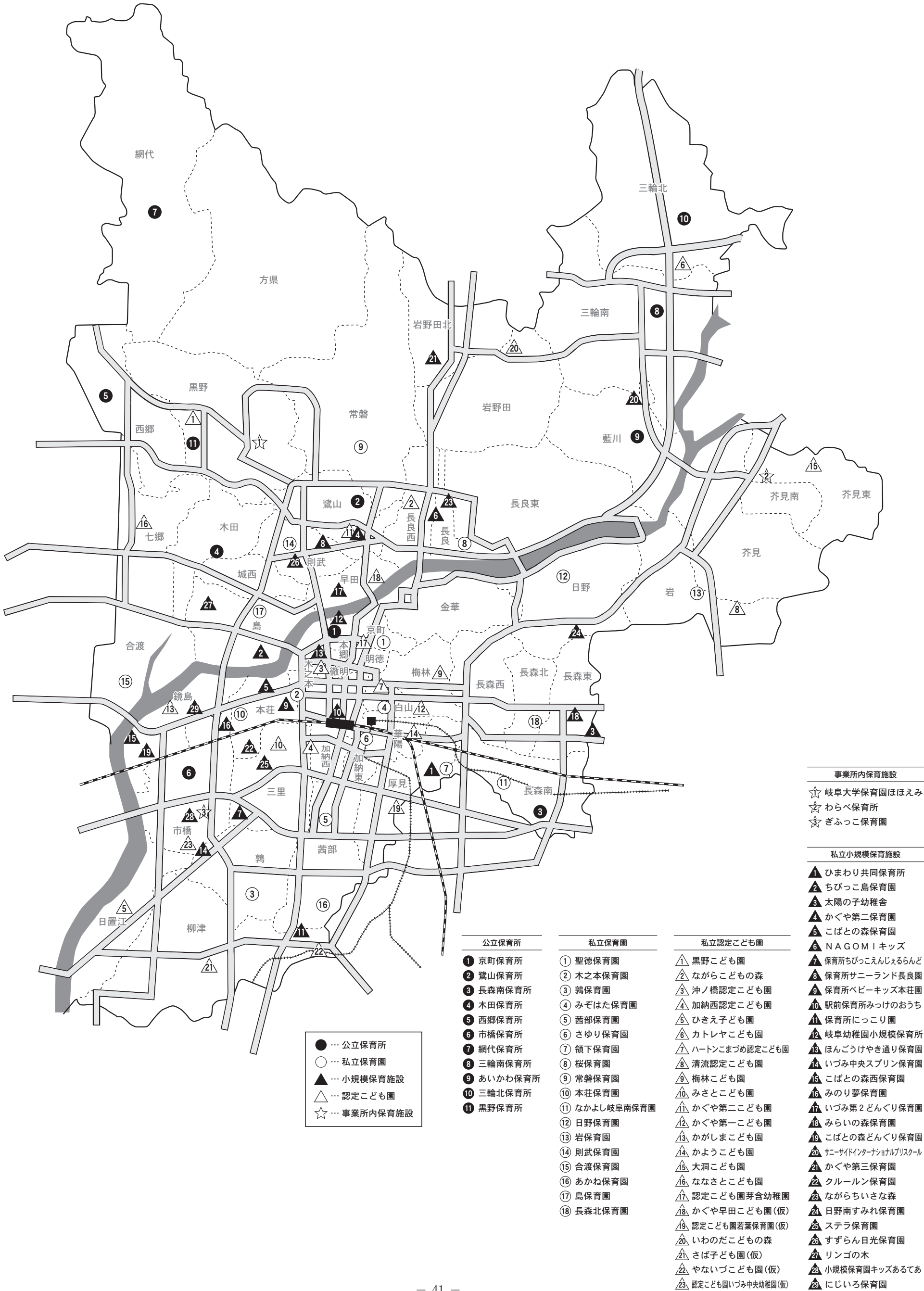
●お申込みはこちらから

▶保育料等(外部リンク)

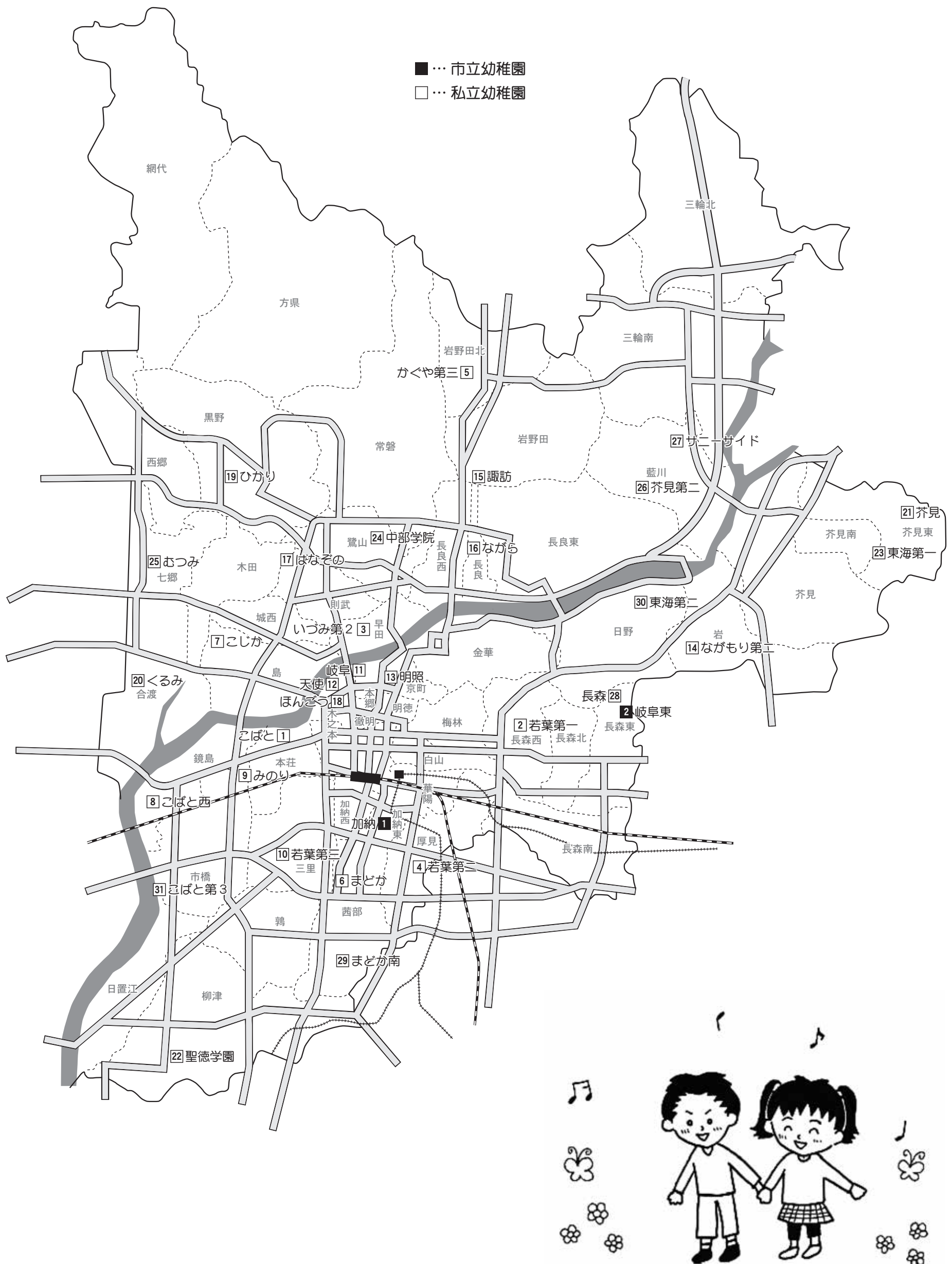


https://koukin-koufuri.jp/gifu_city/GPFG01010Action_doInit.action?tax_fee=0070

保育所(園)・私立認定こども園・私立小規模保育施設等位置図



幼稚園位置図



利用者負担額（保育料）及び公立保育所の給食費の納付は

安全で便利な口座振替をご利用ください

※私立認定こども園、事業所内保育施設、私立小規模保育施設、幼稚園は除く



新規入所(園)の方の利用者負担額（保育料）及び公立保育所の給食費の支払いは、口座振替を利用するようご協力ください。口座振替を利用することで、納期を忘れたり、わざわざ納付のために金融機関に出向くこともなくなり、お仕事等で忙しい方に大変便利です。

〔取扱金融機関について〕

- ・十六銀行・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・大垣共立銀行・あいち銀行
- ・名古屋銀行・岐阜信用金庫・大垣西濃信用金庫・関信用金庫・岐阜商工信用組合
- ・イオ信用組合・近畿産業信用組合・東海労働金庫・ぎふ農業協同組合

以上の本・支店およびゆうちょ銀行（郵便局）

※今後金融機関の変更がある場合はご注意ください

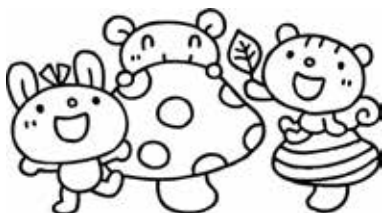
〔口座振替開始時期について〕

- ・毎月20日までに口座振替依頼書を提出された方は、翌月分から口座振替になります。
- ・振替日は、毎月月末です。この日が土日祝となった場合は、次の平日が振替日となります。
- ・前日の夜までに残高のご用意をお願いします。
- ・振替開始までの利用者負担額（保育料）及び公立保育所の給食費は納付書を発行しますので、こちらで納めてください。

〔申込手続き〕

「口座振替依頼書」を送付しますので必要事項を記入の上、直接金融機関に提出してください。また、兄弟入所(園)で既に上の子が口座振替している場合は、申込の必要はありません。なお、転所を除き、施設を退所する場合は、口座情報を停止させていただきます。

利用者負担額（保育料）及び公立保育所の給食費は、保育サービスを支える大切な財源です。また、利用者負担額（保育料）及び公立保育所の給食費を滞納すると、法令に基づき、給与・預貯金・生命保険・自動車・不動産などの差押え等の滞納処分を受ける場合があります。必ず納期限までに納めるようにご協力をお願いします。



〔表紙イラスト〕 鷺山保育所 河口 稚菜 保育士
〔裏表紙イラスト〕 京町保育所 溝口 恵美 保育士



施設利用（入所（園））についての御相談及び家族状況の変更や退所についての届けは、各施設又は子ども保育課へ

岐阜市子ども未来部子ども保育課

電話〔入所係〕 058-214-2143

〔管 理 係〕 058-214-7825

〔認可指導係〕 058-214-7826

FAX 058-262-1121

岐阜市ホームページ

<https://www.city.gifu.lg.jp/>

発行年月 令和6年9月